

## 岩手大学における授業料その他の料金に関する規則

平成16年4月1日 制定  
令和5年2月27日 最終改正

(趣旨)

第1条 岩手大学における授業料その他の料金に関しては、この規則の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 岩手大学の授業料（幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科	年額 535,800円	282,000円	30,000円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
幼稚園	年額 73,200円	31,200円	1,600円
小学校	/	/	3,300円
中学校	/	/	5,000円
特別支援学校（小学部）	/	/	1,000円
特別支援学校（中学部）	/	/	1,500円

- 2 修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 3 学部の編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。
- 4 岩手大学内の転学部、転学科及び転課程に係る検定料は、第1項の規定にかかわらず徴収しないものとする。
- 5 第1項に規定する学部において、出願書類等による選抜（以下この項において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月、後期にあつては11月に徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

5 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）により盛岡市が行う子育てのための施設等利用給付（以下、「子育て施設利用給付」という）の対象となった子どもの保育料の徴収については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、盛岡市が支払う子育て施設利用給付施設利用費（以下、「施設利用費」という）の受領に代えることができる。

（入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法）

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期（前期にあつては4月から5月まで、後期にあつては10月から11月までの間を言う。以下同じ。）後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（復学等の場合における授業料の額及び徴収方法）

第5条 前期又は後期中途において復学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

（学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法）

第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。

（退学の場合における授業料の額）

第7条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（修業年限を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料及び徴収方法の特例）

第8条 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が、学年の途中で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の前期の徴収の時期に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収できるものとする。

2 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が、長期在学期間を短縮すること

を認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

（入学料の徴収方法）

- 第9条 入学料は、入学、転入学、転学、編入学又は再入学を許可するときに徴収するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学料を徴収しないものとする。
- 一 本学大学院修士課程及び本学専門職学位課程（教職大学院の課程）を修了後3年以内に、本学大学院博士課程へ入学を許可する場合
  - 二 本学大学院連合農学研究科構成大学大学院修士課程を修了後3年以内に、本学大学院連合農学研究科へ入学を許可する場合
  - 三 その他再入学を許可するときに、学長が入学料を徴収しないと判断した場合
- 3 子育て施設利用給付の対象となった子どもの入園料の徴収については、第1項の規定にかかわらず、盛岡市が支払う施設利用費の受領に代えることができる。

（検定料の徴収方法）

- 第10条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受領するときに徴収するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、検定料を徴収しないものとする。
- 一 本学大学院修士課程及び本学専門職学位課程（教職大学院の課程）を修了した者が、3年以内に本学大学院博士課程へ入学の出願をする場合
  - 二 本学大学院連合農学研究科構成大学大学院修士課程を修了した者が、3年以内に本学大学院連合農学研究科へ入学を出願する場合

（科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生）

第11条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生の授業料、入学料及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
科目等履修生	1単位 14,800円	28,200円	9,800円
研 究 生	月 額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位 14,800円	/	/
特別研究学生	月 額 29,700円	/	/

- 2 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する。
- 3 授業料は、前期にあつては4月、後期にあつては10月に徴収するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 5 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 6 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 7 検定料は、入学の出願を受理するときに徴収する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 平成11年4月1日から平成13年3月31日の間において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 平成16年3月31日に在学する幼稚園の在学者に係る授業料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、70,800円とする。

#### 附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 平成11年4月1日から平成13年3月31日の間において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条及び第10条の規定は、平成18年度の入学者から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成18年12月26日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成19年5月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成19年7月23日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第9条の規定は、平成29年4月1日以後の入学者から適用し、平成29年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 令和元年度に在学する幼稚園の在学者に係る入園料は、第2条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 令和元年度に在学する幼稚園の在学者が既に納付した入園料について、入園料相当額として盛岡市から受領する施設利用費相当額は、保護者に返還する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年2月27日から施行する。